

原告「救済が不十分」

2018.3.22 第1陣判決

いわき原発訴訟



悩ましい「平等」

個別の考慮限定的

地裁いわき支部が22日に言い渡した東京電力福島第一原発事故を巡る集団訴訟の判決は、賠償の枠を示した国の中間指針を超える慰謝料を認定し、これまでに言い渡された6件の判決と同様の判断が示された。原告の大半に慰謝料の増額を認め、一方、個別の事情の考慮は限定的で、原告からは「救済が不十分」と不満の声も漏れた。【一面に本記】

【解説】古里での生活を根本から破壊されたとする「ふるさと喪失慰謝料」について、地裁いわき支部は避難生活に伴う慰謝料と合わせ、第1原告からの距離

などに応じて150万〜70万円の上乗せを命じた。同様の慰謝料については千葉地裁が400万〜50万円、東京地裁が300万円を認めている。地元裁判所の判断は金額面では他地裁を下回った格好で、算定の根拠や妥当性が議論を呼びそう

の共通課題や損害に着目し一律の賠償額を設定したとみられる。被害救済の枠組みが平等に拡大したとも受け取れる一方、原告からは「地域別に線を引き方法はこれまでの賠償と同じ考え方への声も上がっており、受け止めはさまざまだ。昨年3月から続いた7件の判決は、避難の有無や形態を問わずに賠償の上乗せを認め、東電が慰謝料算定の根拠としている国の中間指針を超えた司法判断は定着した。ただ、裁判所ごとに判断の内容には差があり、判決の分だけ新たな線引きが生まれたとも言える。被害に応じた救済の在り方が課題だ。(報道部・谷口隆治)